## 「日本語学会論文賞」規程

2014年5月17日 制定 2016年5月14日 改定 2019年5月29日 改定

(目的・名称)

第 1 条 日本語学会における研究の一層の向上を目的として,若手会員の傑出した研究論 文を顕彰することを主眼とした「日本語学会論文賞」(以下「論文賞」という)を設ける。

### (授賞対象)

- 第2条 論文賞は、当該年に刊行された学会誌『日本語の研究』(3号分)の「論文」(『日本語の研究』投稿規程に定めるもの)のうち、執筆者(共著の場合は執筆者全員)が、学部生・大学院生(年齢制限なし)または40歳以下の会員であるもので、特に優れていると認められるものに授与する。
- 2 論文賞は、毎年 1 ないし 2 論文に対して授与する。賞にふさわしい論文がない場合は、 該当論文なしとする。
- 3 同一執筆者(共著の場合は執筆者全員が同一)への授賞は1回のみとする。

## (論文賞選考委員会)

- 第3条 論文賞の選考のために「論文賞選考委員会」(以下「選考委員会」という)を設ける。
- 2 選考委員会の構成は、理事1名、編集委員長、評議員若干名とし、理事を委員長、編集 委員長を副委員長とする。当該期間に『日本語の研究』に選考対象となる論文が掲載さ れた者は選考委員になれない。
- 3 委員長は会長が委嘱する。委員長・副委員長以外の委員は、会長が委員長と協議のうえ、 理事会の承認を経て委嘱する。

(任期)

第4条 委員長・副委員長の任期は3年とし、その他の委員は1年とする。

#### (選考過程)

- 第5条 選考委員会は授賞候補論文を選考し、書面で理事会に推薦する。
- 2 選考委員会は、論文の掲載時期に応じて、前編集委員長の意見を求めることができる。

#### (賞の決定)

第6条 理事会は選考委員会からの推薦に基づき授賞論文を決定し、評議員会に報告する。

# (授賞)

第7条 授賞論文の執筆者は、大会において表彰する。

## (付則)

- 1. この規程は2014年5月17日から施行する。
- 2. この規程に基づく選考と授賞は2013年刊行の『日本語の研究』第9巻から実施する。
- 3. この規程に基づく選考と授賞は2016年刊行の『日本語の研究』第12巻から実施する。
- 4. この規程に基づく選考と授賞は 2019 年刊行の『日本語の研究』第 15 巻から実施する。 ただし第 4 条に関しては, 2019 年度に選出する委員長・副委員長の任期を 2021 年 3 月 までとする。